

令和5年度における公の施設の管理運営に係る指定管理者の評価の公表について

1 評価対象

令和5年度において公の施設を管理運営する指定管理者を評価対象としました。

評価対象となった指定管理者数は21団体、施設は90施設でした。

2 評価方法

評価は、所管課による1次評価及び所管部（選定・評価委員会分科会）による2次評価を踏まえ、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会において最終評価を行いました。

3 評価基準

適正	適正に管理運営されていると認められる指定管理者
適正（一部課題有り）	適正に管理運営されているが、一部課題が見受けられる指定管理者
一部要改善	管理運営において一部改善すべき点が見受けられる指定管理者
不適切	管理運営において不適切な点が認められる指定管理者

4 評価結果

最終評価	指定管理者数 (施設数)	備 考
適正	21 (89)	下記以外の指定管理者（下記施設以外における社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団を含む。）
適正 (一部課題有り)	1 (1)	社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団においては、下記施設を含め適正な管理運営が行われていますが、下記施設に係る職員体制については一部課題が見受けられました。 (施設) 三鷹市立母子生活支援施設三鷹寮

※ 「一部要改善」及び「不適切」はありませんでした。